

一般社団法人日本SPF豚協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条

本法人は、一般社団法人日本SPF豚協会（英文名 Japan SPF Swine Association、略称 JSPFA）と称する。

(事務所)

第2条

本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条

本法人は、わが国におけるSPF養豚（特定病原体を持たない豚の生産）産業の健全な発展を推進するとともに、SPF養豚及びその関連事業を通じて、会員の自主的な経済活動を推進し、かつその社会的、経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) SPF養豚に関する技術の研究、開発、調査及び普及活動
- (2) SPF豚農場の衛生基準、設備基準及び認定基準の設定
- (3) 前号の各基準に基づくSPF豚農場の評価、認定、指導及び認定証の交付
- (4) SPF養豚に関する情報の公開、機関誌の発行、イベントの開催
- (5) SPF豚肉の流通情報の公開と調査

(6) SPF豚肉の消費拡大の推進

(7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条

本法人の公告は、電子公告によりおこなう。

第2章 社員

(本法人の構成員)

第6条

本法人の会員は、次の4種とする。

(1) 正会員

SPF養豚事業者であつて、理事会の議を経て承認された個人、法人、団体

(2) 特別会員

本法人の目的に賛同し、事業にたずさわる法人及び団体

(3) 賛助会員

本法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人、法人又は団体

(4) 名誉会員

本法人の発展に寄与し、理事会の推薦があつた者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(入会)

第7条

本法人の会員になろうとする者は、別に社員総会で定められる入会金を添えて所定の入会申請書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条

会員は、別に社員総会で定められる会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第9条

会員が本法人を退会しようとするときは、理事会あてに退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条

会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の賛成により、これを除名することができる。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費を2年以上にわたり滞納したとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の議を経て当該会員に除名の決議を行う社員総会の10日前までに通知するとともに、同社員総会において、本人が希望すれば当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条

会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した拠出金品は返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会の構成)

第12条

社員総会はすべての正会員をもって構成する。

2 特別会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(社員総会の種別)

第13条

社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の権能)

第14条

社員総会は、本法人の最高議決機関として、この定款に定めるもののほか、会務について会長の諮問に応じて評議し、法人の運営に関する事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 定款の制定及び変更に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 役員の報酬額に関する事項
- (5) 法人の合併、解散に関する事項
- (6) その他理事会が必要と認める事項

(社員総会の開催)

第15条

定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 社員数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第24条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(社員総会の招集)

第16条

社員総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに、社員に通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第17条

定時社員総会の議長は会長とし、会長に事故ある場合は、副会長又はあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。ただし、第15条第2項の規定による臨時社員総会の議長は、社員総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第18条

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(社員総会の議決等)

第19条

社員総会は現社員数の過半数の出席をもって成立する。

2 社員総会の議事は、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員総会の書面表決及び委任表決)

第20条

社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について、書面をもって表決をなし、又は、他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(社員総会の議事録)

第21条

社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員にその要旨を報告しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び決議事項の概要

2 議事録には、議長及び出席した監事が記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第22条

本法人に、理事7名以上15名以内、監事2名を置く。

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第23条

理事は、社員又は、理事定数の4分の1を超えない範囲内で社員以外の者の中から社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は選任された理事の互選により選出し、社員総会の承認を得なければならない。

3 監事は、会長が推薦し、理事会で選任する。

4 理事、監事は相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第24条

会長は、本法人を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副会長に事故があるとき、又は副会長が欠けたときは、副会長を可及的速やかに、臨時もしくは定時の社員総会において選任する。

4 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。

5 監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときには、理事会又は社員総会を招集すること

(役員の任期)

第25条

会長及び副会長である理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 会長及び副会長以外の理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 監事の任期は4年とし、再任を妨げない。

4 理事の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

5 監事の任期は就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

6 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 任期中に社員資格を喪失した役員はその資格を失うものとする。

(役員の解任)

第26条

役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議を経て、社員総会の出席者の3分の2以上の賛成により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、本人が希望すれば当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第27条

本法人は理事会設置法人とし、理事会は理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第28条

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 社員総会により議決した事項の執行に関すること

(2) 社員総会に付議すべき事項を決定すること

(3) その他の会務の執行に関する事項

(4) 会長が必要と認めた事項

(理事会の開催)

第29条

理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 現理事数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(理事会の招集)

第30条

理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条

理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故のある場合は、副会長又はあらかじめ定めた順序により他の理事の中から選出する。

(理事会の定足数等)

第32条

理事会は現理事数の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の決議)

第33条

理事会の決議は、出席理事の過半数をもっておこなう。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第34条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員にその要旨を報告しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数

(3) 出席した構成員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び決議事項の概要

2 議事録には、議長及び出席した監事が記名押印する。

第6章 基金

(基金の総額)

第35条

本法人の基金の総額は、金1200万円とする。

(現物抛出)

第36条

基金のうち現物抛出が存在する場合には、別紙現物抛出目録記載により抛出されるものとする。

(基金の抛出者の権利に関する規定)

第37条

基金は、定時社員総会で別途決議した場合を除き、解散まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第38条

基金は、定時社員総会で法令の定めに従って返還する事を決議した場合において、当該社員総会の日の後、理事会の決定する日に、抛出者に返還する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条

この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金

- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第 40 条

本法人の財産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 41 条

本法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条

本法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第 43 条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 44 条

本法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、3 か月以内に会長が事業報告

書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び社員総会の議決、承認を受けなければならない。

(特別会計)

第 45 条

本法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会及び社員総会の議決、承認を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差益の処分)

第 46 条

本法人の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは、理事会及び社員総会の議決、承認を得て、その全部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(長期借入金)

第 47 条

本法人は借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、会及び社員総会の議決、承認を得なければならない。

(事業年度)

第 48 条

本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 委員会

(設置等)

第 49 条

本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議を経て委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第50条

本法人の事務を処理するため、事務局を設置し、職員を置く。

2 職員は、理事会の同意を得て会長が任免し、有給とする。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

(書類及び帳簿の備付け等)

第51条

本法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (5) 財産目録
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿 66

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条

この定款を変更するには、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければならない。

(解散)

第53条

本法人の解散は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければならない。

2 本法人の解散に伴う残余財産は、国庫に帰属する。

第11章 補則

(施行細則)

第54条

この定款の施行についての必要な事項は、会長が理事会の議を経て、別に定める。

(その他)

第55条

この定款の規定にない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

当法人の定款に相違ありません。

令和7年6月16日

一般社団法人 日本SPF豚協会
代表理事 鷺谷 敏一